



## 最新の裁決例が解き明かす勝負を決めた5つの視点 裁決例が明らかにする事実を推理するヒント

北村 豊 DT弁護士法人 弁護士・税理士・ニューヨーク州弁護士  
令和4年11月

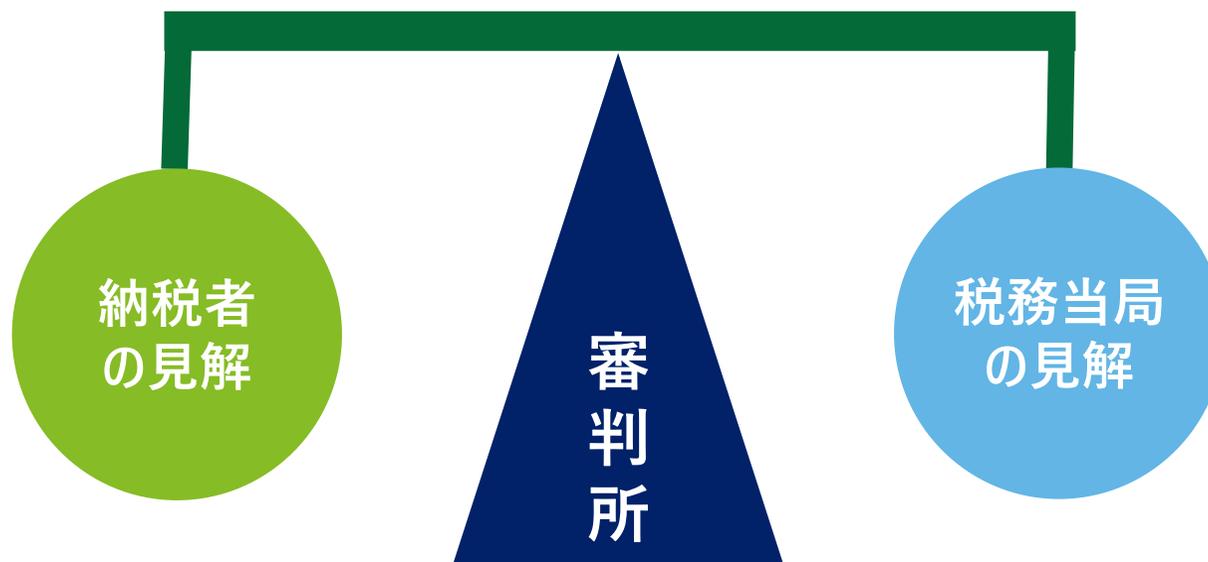
# 見解の当否は事実の推理で決まる

見解の相違のほとんどは事実認定の問題です



# 見解の当否は事実の推理で決まる

裁決例は事実の推理に関するヒントの宝庫



審判所の役割

# 最新の裁決例が解き明かす勝負を決めた5つの視点

## 裁決例が明らかにする事実を推理するヒント

視点1：契約書の判子が推理の出発点

視点2：相手方の話と合致しているか

視点3：客観的事実と符合しているか

視点4：納税者の自白は誤認の元となる

視点5：当を得た経験則は武器になる

勝負を決めた5つの視点

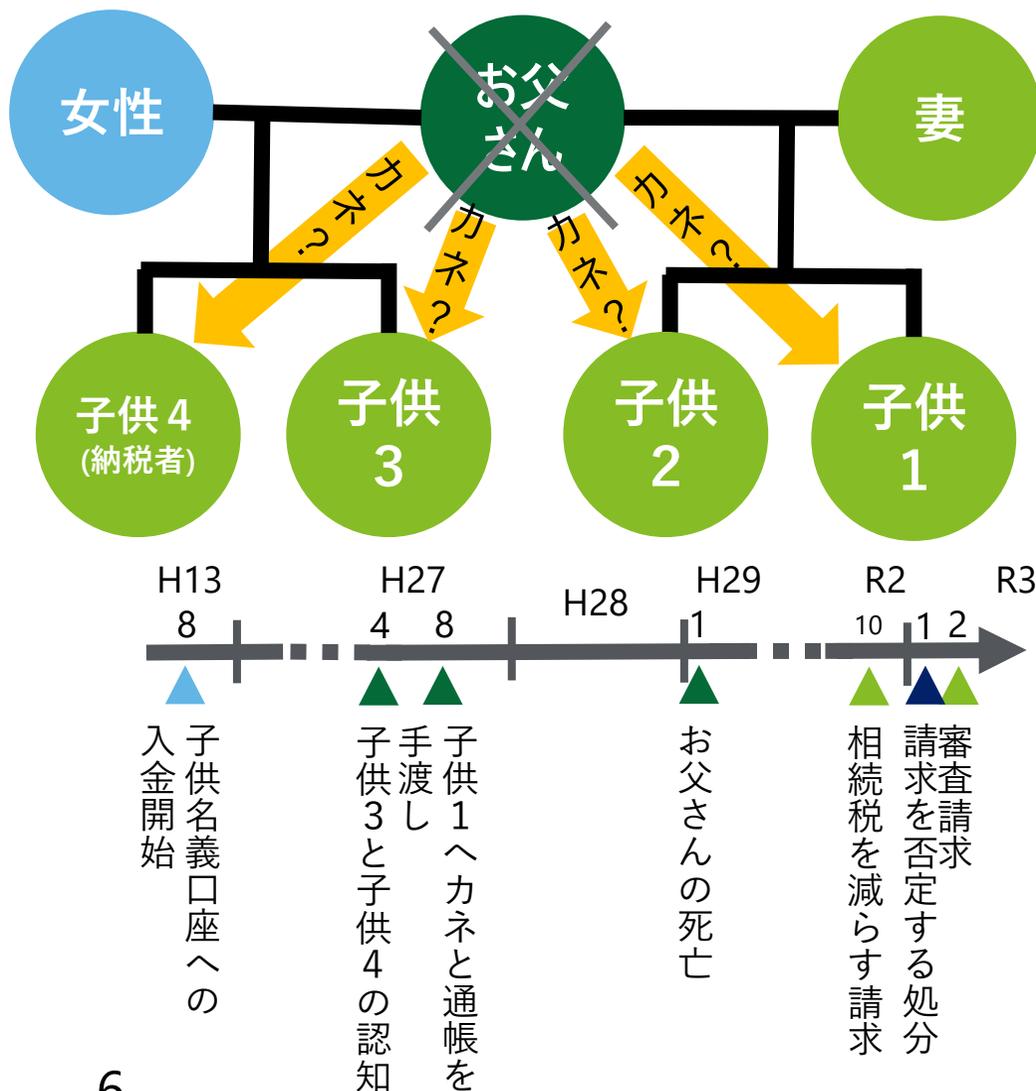
# 視点1：契約書の判子が推理の出発点



# 贈与契約が有効に成立していたか？

参考：相法19①

## 令和3年9月17日裁決・裁決事例集No. 124



### ■ 女性が子供名義の口座にカネを入金した

お父さんは、平成13年に、4人の子供に、毎年決まった額のカネを贈与する旨記載した贈与証を作成して署名押印し、納税者の実のお母さんに渡して保管を頼みました。

女性は、お父さんに頼まれて、4人分の子供名義口座を開設し、平成13年から24年まで、毎年、お父さんの口座から決まった額のカネを引き出して、4人分の子供名義口座にそれぞれ入金しました。

問題は、お父さんが亡くなった後、納税者は、平成13年から24年までの間に**自分名義の口座に入金されたカネを、相続により取得した財産に含めて、相続税を申告すべきかどうか**です。納税者は、これを含めて修正申告してから、更正の請求をしました。

# 贈与契約が有効に成立していたか？

## 令和3年9月17日裁決・裁決事例集No. 124

### ■ 税務当局は、贈与契約は無効として、更正の請求を否定する処分をした

贈与証には、納税者を含む4人の子供たちの署名押印がないから、贈与契約が有効に成立したとはいえないので、納税者は、納税者名義の口座に入金されたカネを贈与により取得したとはいえない、と税務当局は判断しました。

### ■ 審判所は、贈与契約は有効に成立していたとして、納税者の請求を認めた

実のお母さんは、平成13年当時、納税者の法定代理人として、贈与の申込みを受諾したものであるから、贈与契約は有効に成立していたものと判断しました。

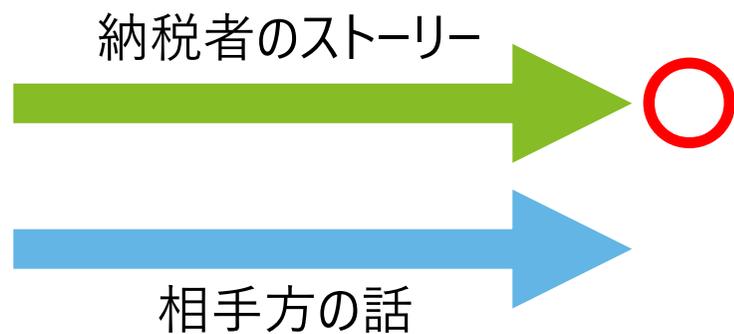
納税者名義の口座のカネは、入金開始当初から、実のお母さんが納税者の代理人として自らの管理下に置いていたものなので、当初から納税者に帰属すると判断しました。

### ■ 事実を推理するヒント

**贈与証には、贈与される側の判子がなかった**ので、贈与証以外の証拠や事実からの推理により、贈与を受ける意思表示をしたことを示す必要がありました。

妻との間の2人の子供に対する贈与の有効性は否定され、うち1人は通帳とカネを直接受け取りましたが、相続の開始前3年以内だったので、相続により取得した財産とみなされました。

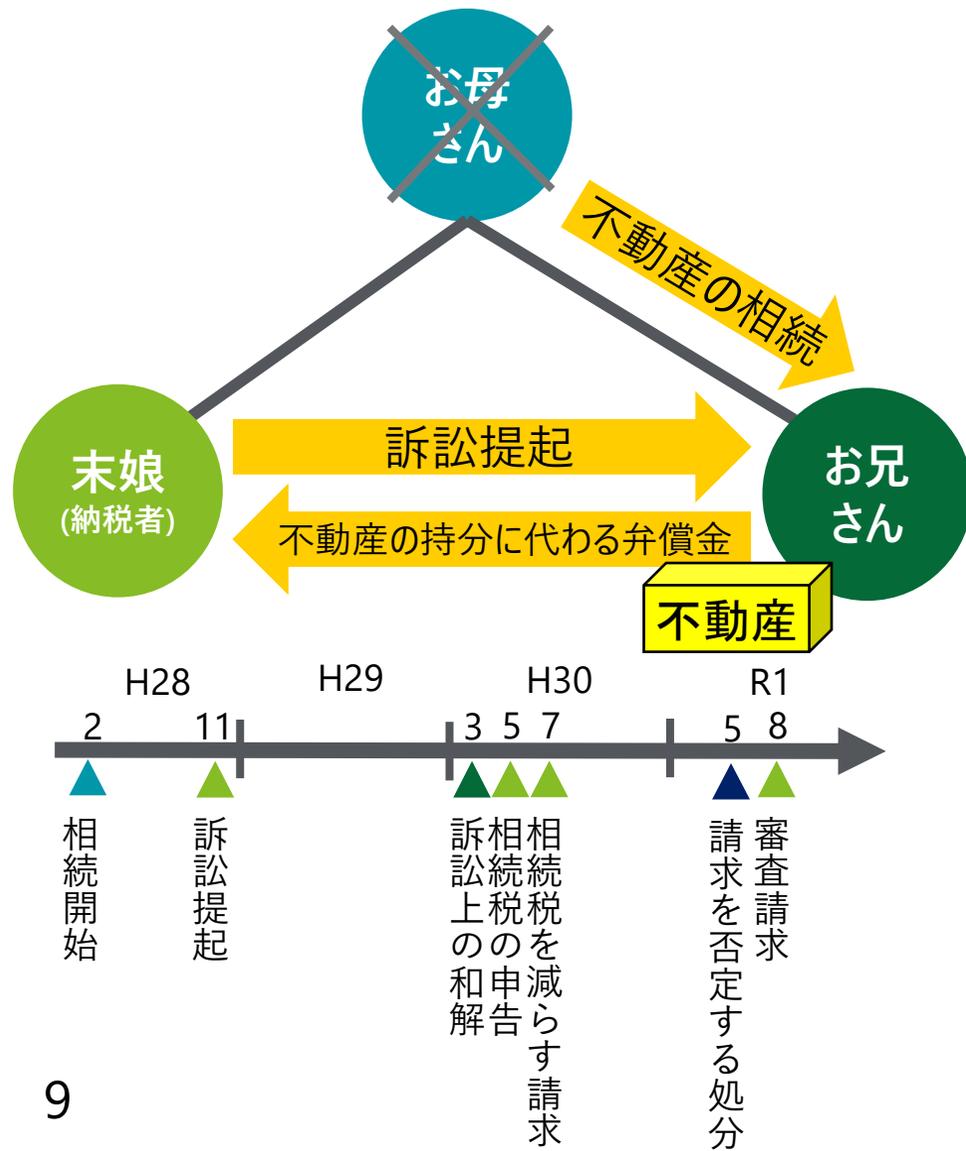
## 視点2：相手方の話と合致しているか



# 協議があった？ なかった？

参考：相基通11の2-10

## 令和2年8月11日裁決・裁決事例集No. 120



### ■ 不動産の持分の代わりに弁償金を得た

お兄さんが遺言により不動産を相続しました。納税者は訴訟提起しましたが、その後、和解が成立し、不動産の持分の代わりに3億3千万円の弁償金を受け取りました。

弁償金支払時における不動産の通常取引価額に基づいて弁償金額が決められている場合は、弁償金の相続開始時における評価額は、次のとおりとされています。

$$\text{弁償金額} \times \frac{\text{相続開始時における不動産の評価額}}{\text{弁償金支払時における不動産の通常取引価額}}$$

弁償金を計算するベースにした不動産の取引価額は、相続開始時における評価額の1.5倍だったとして、更正の請求をしました。

# 協議があった？ なかった？

## 令和2年8月11日裁決・裁決事例集No. 120

### ■ 税務当局は、合意があったとして更正の請求を否定した

相続人全員の協議に基づいて弁償金の相続開始時における評価額を合理的と認められる方法によって計算して申告があった場合は、当該申告があった金額とされています。税務当局は、弁償金の申告額についても合意があったと考えるのが自然としました。

### ■ 審判所は、弁償金の申告額に関する協議はなかったとして更正の請求を認めた

お兄さん側の弁護士と税理士が、弁償金の申告額に関する具体的な協議はなかったと不利な証言をしているので、信用性が高いと判断されました。

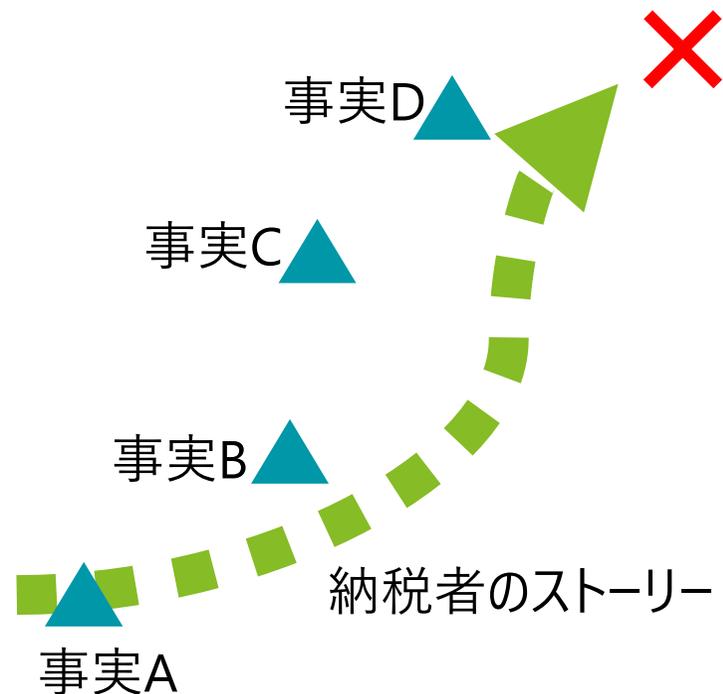
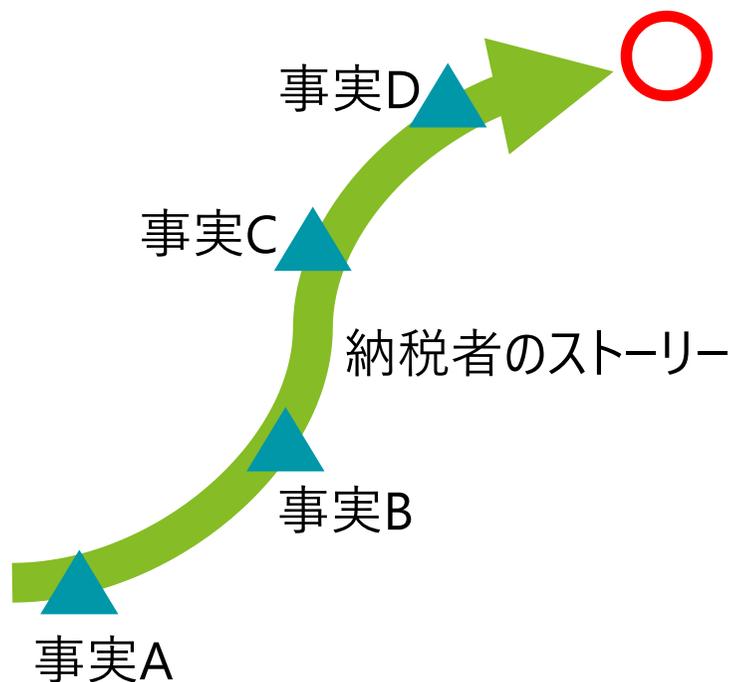
弁償金額は、弁償金の支払時における不動産の通常取引価額に基づいて決められたとして、弁償金額を修正して相続開始時における評価額を計算しました。

### ■ 事実を推理するヒント

弁償金の申告額に関する具体的な協議はなかったという点については、**協議の相手方であるお兄さん側の弁護士と税理士の証言と、納税者のストーリーは合致**していました。

お兄さん側の弁護士と税理士は、弁償金の申告額について合意があったとも証言していましたが、その根拠は、弁償金額について合意したからというあいまいなものでした。

### 視点3：客観的事実と符合しているか



# 法務のルールで決まる場合

参考：民法921

## 令和2年4月17日裁決・裁決事例集No. 119

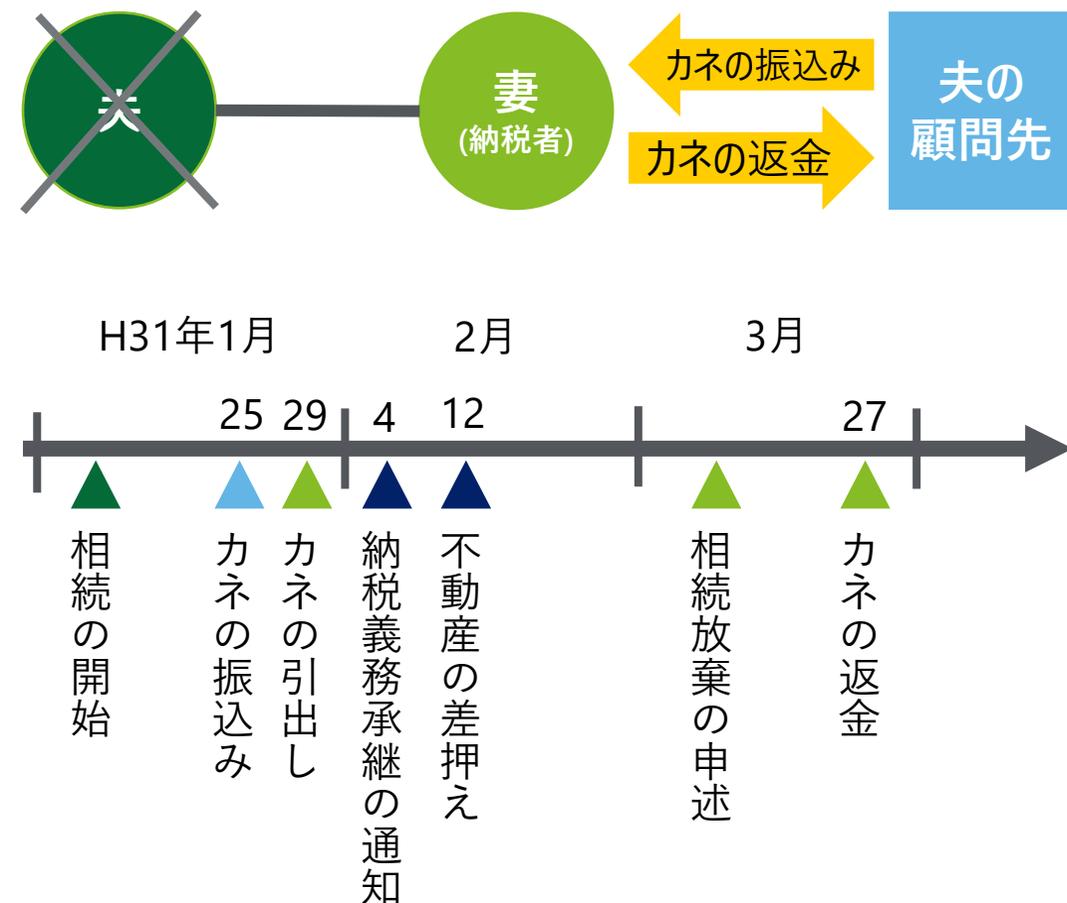
### ■ 相続の放棄が有効になされたか

夫は、自分が代表を務めていた会社が滞納した税金の保証人となっていて、税金を納める義務を負っていました。

夫の顧問先は、平成30年12月分の顧問料のうち50万円を、夫が亡くなった後の平成31年1月25日に、納税者名義の口座に振り込みました。

納税者は、口座に振り込まれた50万円を引き出して、封筒に入れたまま、自宅に保管していました。

本件では、納税者が、**納税者名義の口座に振り込まれた50万円を処分したといえるかどうか**、つまり、相続を単純に承認したものとみなされるかどうか争われました。



# 法務のルールで決まる場合

## 令和2年4月17日裁決・裁決事例集No. 119

### ■ 税務当局は、不動産を差し押さえる処分をした

税務当局は、保証人として税金を納める義務を負っていた夫が亡くなったことを知り、相続人となる納税者に対し、夫の納税義務を引き継いだことを通知した上で、納税者名義の不動産を差し押さえる処分をし、そこから税金の回収を図ることにしました。

### ■ 審判所は、相続の放棄が有効になされているとして、処分を取り消した

「処分」といい得るためには、モノの経済的な価値を減少させる行為であることが必要で、口座から引き出しただけでは、処分には該当しません。

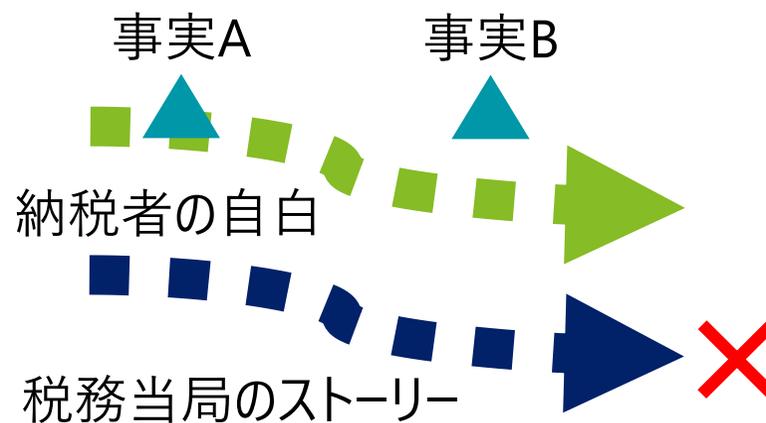
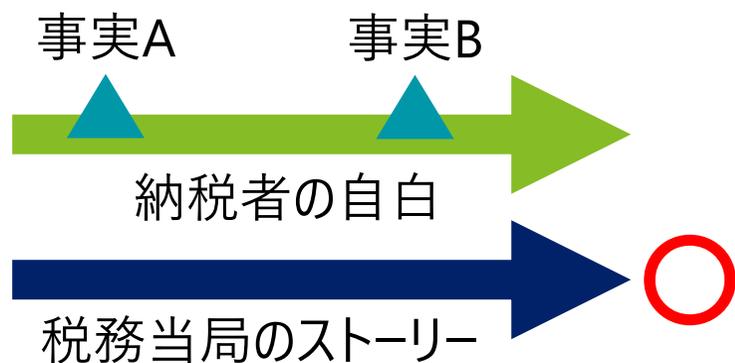
納税者は、平成31年1月29日に引き出した50万円は封筒に入れたまま使わずに残していたと証言しました。納税者は、平成30年12月25日に、納税者名義の預金を解約し、約950万円を受け取っていましたので、その50万円を使う必要がありませんでした。

### ■ 事実を推理するヒント

納税者は、直前に自分名義の預金を解約していたことにより、まとまったカネが手元にあったから、その後引き出したカネを生活費などに使う必要がなかったことを示しました。

**この動かし難い事実は、納税者のストーリーと符合するものといえます。**

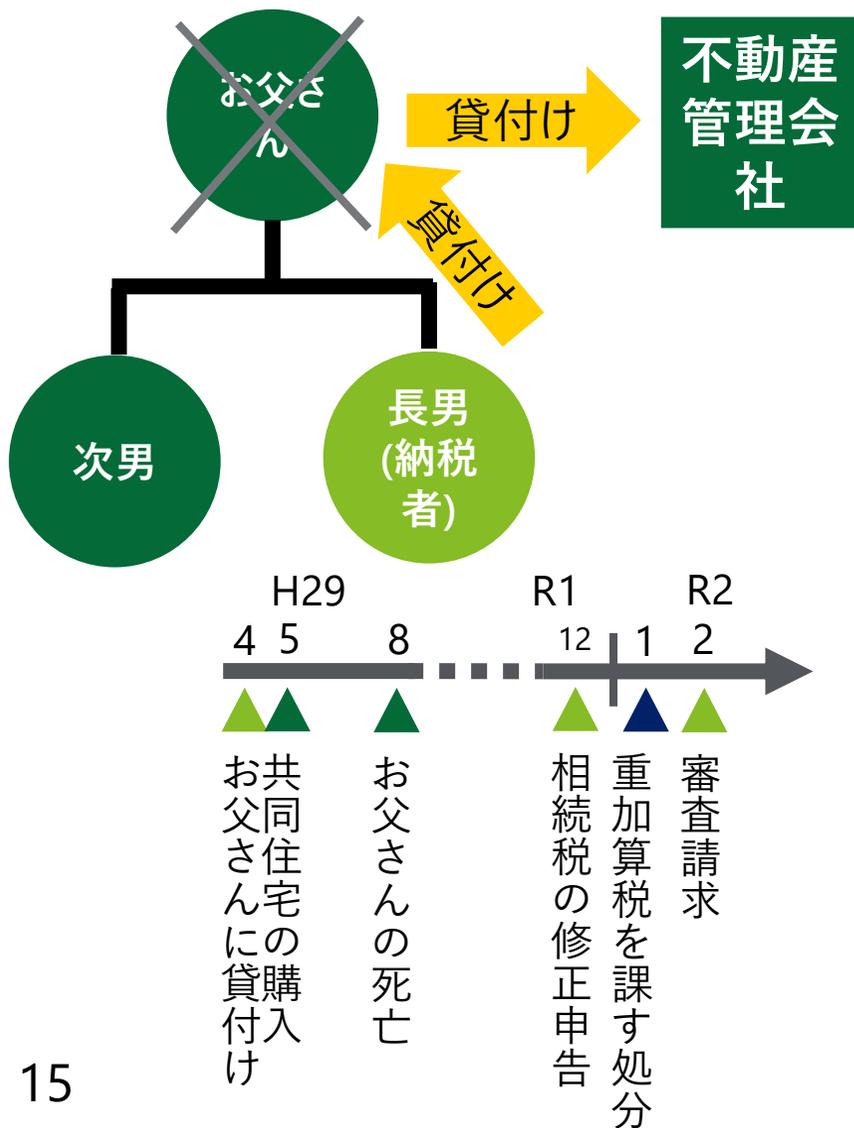
## 視点4：納税者の自白は誤認の元となる



# 借入金が存在するかのよう装った？

参考：相法13①一

## 令和3年6月3日裁判・裁判事例集No. 123



### ■ お父さんに一時的にカネを貸し付けた

お父さんは、不動産管理会社と共に、共同住宅を購入しました。その代金は、お父さんが信用金庫から借りたカネを不動産管理会社に一旦貸し付けて、不動産管理会社がそのカネから支払う予定でした。

しかし、お父さんは、納税者から一時的に500万円を借りて、不動産管理会社に貸し付けることになり、500万円の貸付けに関する契約書も作成されました。

納税者は、お父さんが借り入れた500万円の債務を負担することにしたので、相続により取得した財産の価額から500万円を差し引いて、相続税の申告をしました。

問題となったのは、**お父さんが納税者から借りたように納税者が装っていたか**です。

# 借入金が存在するかのように装った？

## 令和3年6月3日裁決・裁決事例集No. 123

### ■ 税務当局は、納税者に対し重加算税を課す処分をした

納税者は、500万円の借用にお父さんは関与しておらず、実際には納税者からお父さんへの貸付けは行われていないことを認めました。そのため、税務当局は、お父さんが500万円を借りたように仮装して相続税を少なく申告したものと判断しました。

### ■ 審判所は、納税者が仮装をした事実やその意思があったとはいえないと判断した

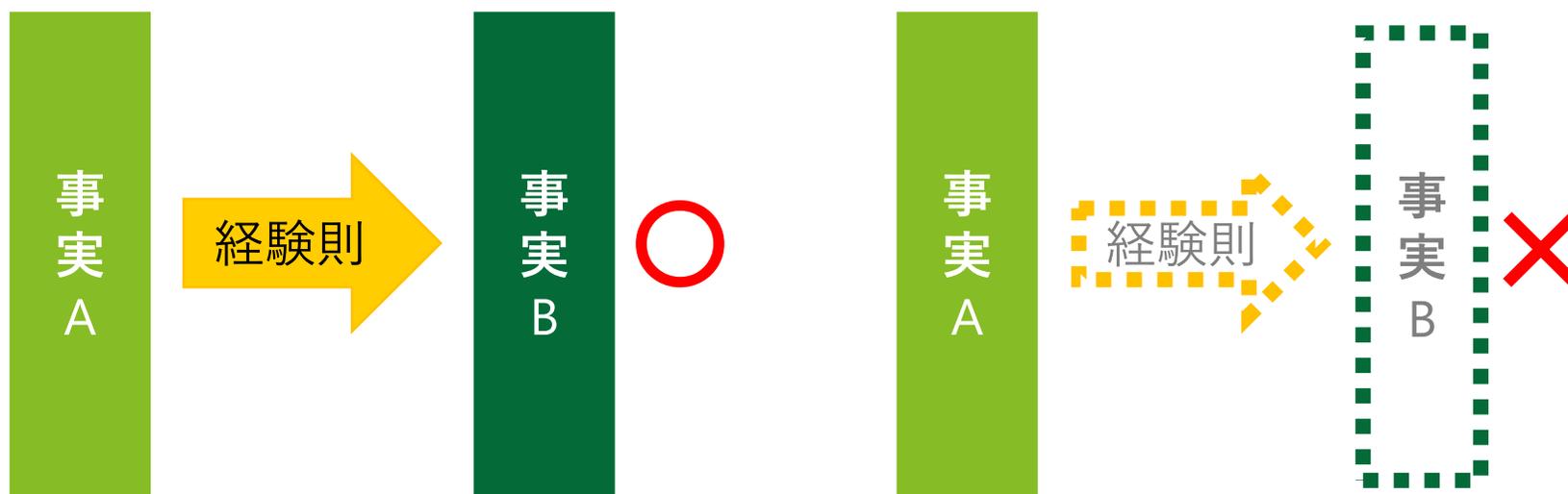
税務当局は、納税者がお父さんに対し貸し付けていないことを認める旨の質問応答記録書を提出しました。しかし、税務調査官は、お父さんの口座に直接入金していないのであれば、500万円に係る借入金は存在しないことになるかと納税者に説明していました。

そのため、納税者は、税務調査官の説明を受けて、お父さんに対する貸付けではなかったということでも構わないという認識で回答していた可能性がありました。

### ■ 事実を推理するヒント

お父さんに貸し付けたという納税者のストーリーは、信用金庫の融資がとん挫した経緯や、500万円が代金決済日の直前に入金されていることや、契約書の表題に「一時」と付されていることなどの、**客観的な動かし難い事実と符合**していました。

## 視点 5 : 当を得た経験則は武器になる



# 対価を支払わないで利益を受けたか？

参考：相法9

## 令和3年7月12日裁決・裁決事例集No. 124

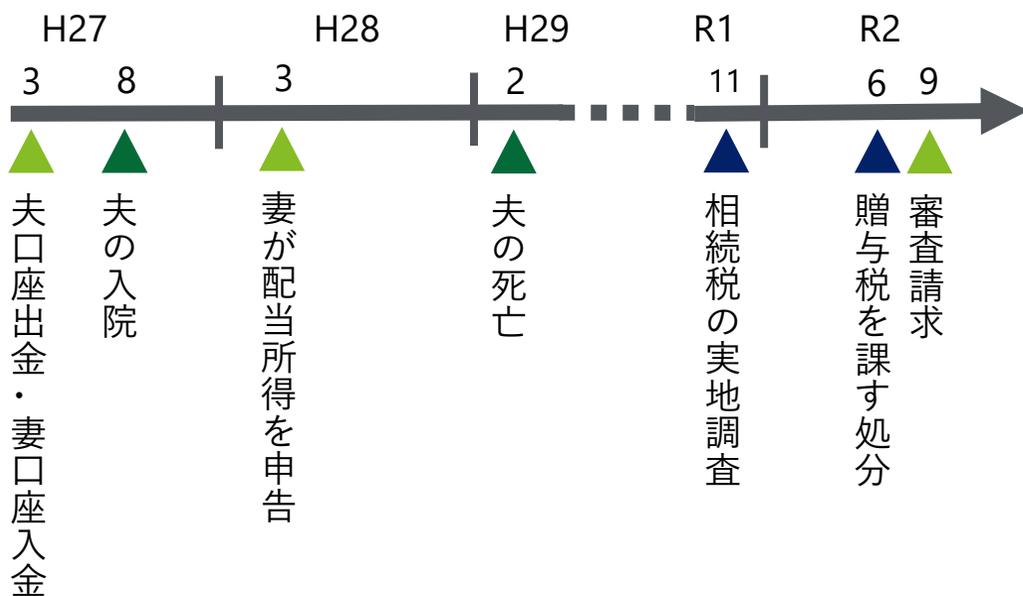
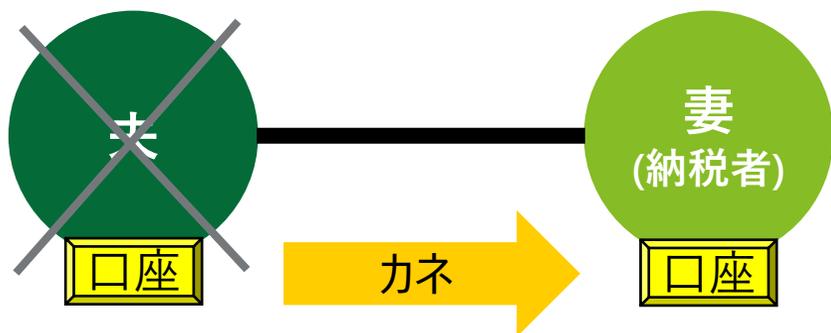
### ■ 納税者名義の証券口座にカネを入金した

納税者は、平成29年2月に亡くなった夫の妻です。納税者は、平成27年3月、夫名義の銀行口座からまとまったカネを出金して、納税者名義の証券口座に入金し、株式や投資信託を購入しました。夫は、同年8月に病院に入院しました。

納税者は、購入した株式や投資信託の配当を自分の所得として、平成27年分と平成28年分の所得税の申告をしました。

また、夫が亡くなった後の当初の相続税の申告では、証券口座に入金したカネを原資とする財産を相続により取得した財産に含めていませんでした。

問題は、このカネを納税者名義の証券口座に入金した時に、**納税者が夫から贈与されたものとして、贈与税が課されるかどうか**です。



# 対価を支払わないで利益を受けたか？

## 令和3年7月12日裁決・裁決事例集No. 124

### ■ 税務当局は、カネに見合う経済的利益を受けたとして、贈与税を課す処分をした

納税者自身が証券口座に入金したカネは自分のカネという認識を持っており、このカネを原資として購入した株式や投資信託の配当を自分の所得として所得税の申告をしていることがまさにそれを裏付けている、と税務当局は考えました。

### ■ 審判所は、証券口座に入金したカネは夫に帰属するとして、処分を取り消した

夫婦間における財産の帰属については、①その財産又はその購入原資を出した者、②その財産の管理及び運用の状況、③その財産の費消状況等、④その財産の名義を有することとなった経緯等を総合考慮して判断するべきだ、と審判所は考えました。

納税者は、以前から夫の給与等を含め家計全般を管理しており、夫名義の銀行口座も管理していました。夫が入院したので、納税者が、夫から包括的同意を得た上で、その財産を主体的に管理・運用していたということも、あながち不自然とはいえませんでした。

### ■ 事実を推理するヒント

本件では、我が国の夫婦間においては、妻が家計を維持するために夫の給与等を妻名義の口座で管理・運用することも珍しいことではないという（伝統的な）**経験則をうまく活用した**のが決め手となりました。

さらに詳しく知りたい方は、ご参照ください

**Deloitte.**  
Legal

DT弁護士法人  
弁護士・税理士・ニューヨーク州弁護士

北村 豊【著】



見解の相違を  
解消するヒント  
最新の裁決例が解き明かす5つの視点

勝負を決めた  
のは？

税務調査の現場において、証拠の評価を通じて、客観的・論理的に見解の相違を解消することを  
目指す納税者と代理人を応援します。

中央経済社

# 講師プロフィール



**北村 豊**

DT弁護士法人 パートナー

弁護士・税理士・ニューヨーク州弁護士

Tel: 070-3192-5611 / Email: [yutaka.kitamura@tohmatu.co.jp](mailto:yutaka.kitamura@tohmatu.co.jp)

## ■ 多数の再調査請求・審査請求・税務訴訟を代理しています

長島・大野・常松法律事務所、金融庁金融税制室課長補佐、京都大学法科大学院税法事例演習講師等を経て、現在は、DT弁護士法人で、再調査請求・審査請求・税務訴訟サービスの担当パートナーを務めています。

## ■ 多数の受任案件において、納税者の見解が実際に認められています

納税者の見解が認められた最近の案件として、CFC税制に関する税務訴訟 (2022)、みなし譲渡所得に関する審査請求 (2022)、法人の受贈益に関する審査請求 (2022)、組織再編成税制に関する審査請求 (2021) 等があります。

## ■ 「見解の相違を解消するヒント」を『税務弘報』69巻1号 (2021) から連載しています

## 免責事項

本資料中、意見にわたる部分は私の意見であり、私が所属する法人の公式見解ではありません。また、説明の便宜上、裁決例を簡略化しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（DT弁護士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また講演・セミナーで説明した、または配布資料に掲載した当法人の講演・セミナー内容や見解を、当法人の事前の承諾なくインターネットに掲載する等の行為もお控えください。講演・セミナーで講師等が説明、または補足をした背景事情や前提を知り得ない第三者が、そのようなインターネット上の掲載に基づき誤った判断をする等の懸念もあるため、発見した場合は必要に応じ、掲載の差し止めを含む必要な措置を取らせていただく場合もあります。